

社労 think NEWS

－ 2026年 夏号－

(併設 社労士家村事務所)



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

職場での熱中症による労災発生状況

厚生労働省が令和7年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」を公表しました。それによると、職場での熱中症による死傷者（死亡・休業4日以上）は1,803人（前年比43%増）であり、統計開始以来最多となりました。

ただし、熱中症による死亡者数は19人（前年比39%減）となっており、昨年義務付けられた企業による熱中症対策に一定の死亡災害防止効果があったことが推測されます。

今年も暑い夏になりそうです。職場では引き続き
①熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備
②熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成
③上記①、②の体制や手順の関係作業員への周知
を行って熱中症による労災防止を進める必要があります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73330.html

同一労働同一賃金ガイドライン等改正

今年の10月1日から同一労働同一賃金のガイドラインが改正されます。裁判例を踏まえた記載の見直しが行われ、賞与についての記載が充実し、退職手当について新規追加となりました。また、無事故手当・家族手当・住宅手当・夏季冬季休暇・褒賞について新規追加、病気休職について記載が充実しました。

さらに、通常の労働者（いわゆる正社員）とパートタイム・有期雇用労働者との相違の解消をしようとする場合には、通常の労働者の労働条件を不利益に変更することなく、パート・有期労働者の労働条件の改善を図ることが求められる、と明確化されました。

あわせて、事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（雇用管理指針）にも、追加事項が定められます。

改正の詳細については、厚生労働省の同一労働同一賃金特集ページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000144972.html>

パート・有期労働者の労働条件明示事項の追加

先述の同一労働同一賃金ガイドライン等の改正と同時に、パートタイム・有期雇用労働法施行規則が改正され、労働条件明示事項に、通常の労働者との待遇の相違に関する説明を求めることができる旨が追加されます。

実務上は、パートタイム・有期労働者の「労働条件通知書」の「その他」の欄に、待遇の相違の内容及び理由等について説明を求める申出先と、苦情等を含めた相談の受付先を明示する必要が生じます。

この改正に対応した厚生労働省のモデル労働条件通知書も既に公表されていますので、参考になさってください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001696984.pdf>

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話 03-3256-4864 までお願いします。Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

暑中お見舞い申し上げます

弊所は8月10日(月)～14日(金)

夏季休業とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

